

○備前市工事検査規程

平成17年3月22日

訓令第28号

改正 平成19年3月30日訓令第3号

平成20年3月31日訓令第9号

平成22年3月31日訓令第6号

平成27年4月 1日訓令第5号

平成30年11月21日訓令第15号

令和元年10月31日訓令第8号

令和3年 月 日訓令第 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市費をもって支弁する工事の検査について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第1条の2 検査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) しゅん功検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (2) 出来形検査 工事の完成前に部分払いを行うために、出来形を確認する検査をいう。
- (3) 中間検査(工場検査を含む。以下同じ。) 工事の施工中、必要に応じて行う検査をいう。
- (4) 材料検査 工事中材料、製品の品質及び性能を承認するために行う検査をいう。
- (5) その他の検査 工事の打ち切り、契約の解除、工事の中止、災害の発生及び部分引渡し等により工事の既済部分を確認するために行う検査をいう。

(検査員)

第2条 工事の検査を行う者(以下「検査員」という。)は、次に掲げる者とする。ただし、前条第4号に掲げる材料検査については、監督員が行うものとする。

- (1) 検査官
- (2) 検査参事
- (3) 検査副参事
- (4) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)

2 最終請負代金額が130万円以上の工事の検査については、検査員が検査を実施できない状況となった場合は、市長が指定する係長以上(当該工事を所管する部署の職員を除く。)が行うことができる。

- 3 検査員は、検査の実施に当たり、必要に応じて専門的知識を有する職員(水道施設工事については水道法(昭和32年法律第177号)第19条に規定する水道技術管理者とする。)を、当該職員の所属長の承諾を得た上で立会いさせることができる。
- 4 最終請負代金額が130万円未満の工事の検査については、当該工事を所管する部署の所属長が指名した職員が行うことができる。

(検査員証)

第3条 検査員は、検査を行うときは検査員証(様式第1号)を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(検査の方法)

第4条 検査は、契約書、設計書、図面及び仕様書に照らして厳正に行わなければならない。

(検査の立会者)

第5条 検査員は、しゅん功検査を行うときは、備前市契約規則(平成17年備前市規則第47号)第58条第2項に定める関係職員(以下「監督員」という。)の立会いを求めなければならない。

- 2 検査員は、しゅん功検査以外の検査においても、必要に応じて監督員の立会いを求めることができる。

(不合格の材料)

第6条 検査員は、検査の結果不合格と決定した材料については、合格したものと混同しない場所に置き換え、所定の場所に搬出させなければならない。

(考査認定)

第7条 検査員は、検査上地下又は水中等外部から検査を行い難い部分については、監督員の証明又は施工写真により、考査認定することができる。この場合において、監督員の証明は文書等によらなければならない。

(手直し)

第8条 検査員は、工事がしゅん功検査に合格しなかったときは、相当の期日を指定し適当な請書を徴してその手直しを命じなければならない。

(取壊し検査)

第9条 検査員は、検査上必要と認めるときは、その一部を取り壊して検査しなければならない。

(検査の報告)

第10条 検査員は、しゅん功検査を終了したときは、その成績を別表第1から別表第3に掲げる考査項目別運用表により評定し、工事成績採点表(完成)(様式第2号)、細目別評定点採点表(様式第3号)及び建設工事成績評定表(様式第4号)(以下「採点表等」という。)を添え、検査報告書

(備前市契約規則様式第8号)により、市長に報告しなければならない。ただし、130万円未満の工事にあつては、採点表等を省略することができる。

(検査済証の交付)

第11条 検査員は、出来形検査又はしゅん功検査を終了したときは、工事出来形検査済証(様式第5号)又は工事しゅん功検査済証(様式第6号)を請負者に交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の規定にかかわらず、平成17年3月22日から平成17年3月31日までの間に検査する工事にあつては、合併前の備前市が発注した工事については、備前市工事検査規程(昭和46年備前市訓令第10号)、日生町が発注した工事については、日生町工事執行規程(平成4年日生町規程第2号)若しくは吉永町が発注した工事については、吉永町財務規則(昭和58年吉永町規則第18号)又は解散前の東備水道企業団が発注した工事については、東備水道企業団の契約に関する規程(昭和58年東備水道企業団管理規程第2号)によりそれぞれ検査するものとする。

附 則(平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月21日訓令第15号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月31日訓令第8号)

この訓令は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和3年 月 日訓令第 号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である		
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリスト(案)のうち、施工体制一般について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>●判断基準                      評価値が90%以上・・・a                      評価値が80%以上90%未満・・・b                      評価値が80%未満・・・c</p>			<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である		
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリスト(案)のうち、配置技術者について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>●判断基準                      評価値が90%以上・・・a                      評価値が80%以上90%未満・・・b                      評価値が80%未満・・・c</p>			<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考查項目別運用表

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリスト(案)のうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> その他  ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c			<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリスト(案)のうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> その他  ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c			<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリスト(案)のうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> その他  ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c			<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
	IV. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である	
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリスト(案)のうち、対外関係について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>●判断基準                      評価値が90%以上・・・a                      評価値が80%以上90%未満・・・b                      評価値が80%未満・・・c</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> </ul>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 <input type="checkbox"/>	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 <input type="checkbox"/>	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 <input type="checkbox"/>	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/>	出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 <input type="checkbox"/>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                      ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。                      ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                      ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。(総合的に判断)                 </div>						
II. 品質		品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 <input type="checkbox"/>	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 <input type="checkbox"/>	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 <input type="checkbox"/>	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 <input type="checkbox"/>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。                      ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。                      ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                      ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。(総合的に判断)                 </div>					
		※ばらつき評価が不可能な場合					
		a	b	c			
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない					
<input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対して迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 <input type="checkbox"/> 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 <input type="checkbox"/> その他							
●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目以上・・・b 該当3項目以下・・・c							

### 考查項目別運用表

考查項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。</li> </ul> <p>【新技術活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※本項目は4点の加点とする。</li> </ul> <p>※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。</p> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>
	記述評価 【Vマークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述】	<p>評 点</p> <p>創意工夫の詳細評価</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。  
 ※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。  
 なお、担当課長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。



考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				

審査項目別運用表

審査項目	細 別		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>3.その他</p> <p><input type="checkbox"/> ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について)</p> <p>切土の土工量：20万m<sup>3</sup>以上、盛土の土工量：15万m<sup>3</sup>以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ウ-ド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m<sup>2</sup>以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m<sup>2</sup>/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m<sup>2</sup>以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m<sup>2</sup>以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m<sup>3</sup>以上、流路工の計画高水流量：500m<sup>3</sup>/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m<sup>3</sup>/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。</li> <li>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。</li> <li>・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</li> </ul> <p>(3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。</li> <li>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。</li> <li>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</li> </ul>
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8.緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9.施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10.その他</p>	<p>(4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。</li> <li>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</li> </ul> <p>(5.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。</li> <li>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。</li> <li>・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</li> </ul> <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事。</li> <li>・D1D地区での工事。</li> </ul> <p>(7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。</li> <li>・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</li> </ul> <p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</li> </ul> <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。</li> <li>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</li> </ul>
		<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p>	<p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</li> </ul> <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</li> </ul>

考查項目別運用表

考查項目	細 別		
4. 工事特性	I 施工条件等への 対応	<input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事  <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事  <input type="checkbox"/> 15.その他 ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。	(13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。  (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事  (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	評価	IV長期工事における安全確保への対応  <input type="checkbox"/> 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。  <input type="checkbox"/> 17.その他 ( ) ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点とする。  評点 ____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 ※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>						

考查項目別運用表

法令遵守等の該当項目一覧表

考查項目																						
7. 法令遵守等	<table border="1" data-bbox="450 304 1339 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 304 1227 344">措置内容</th> <th data-bbox="1227 304 1339 344">措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 344 1227 371"><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1227 344 1339 371">-20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 371 1227 399"><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1227 371 1339 399">-15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 399 1227 426"><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1227 399 1339 426">-13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 426 1227 453"><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1227 426 1339 453">-10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 453 1227 480"><input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当</td> <td data-bbox="1227 453 1339 480">-8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 480 1227 507"><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当</td> <td data-bbox="1227 480 1339 507">-5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 507 1227 552"><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="1227 507 1339 552">-3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 552 1227 579"><input type="checkbox"/> 8. その他</td> <td data-bbox="1227 552 1339 579"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 579 1227 611"><input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし</td> <td data-bbox="1227 579 1339 611"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="472 639 1227 675">①本考查項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p data-bbox="472 679 1128 699">②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p data-bbox="472 703 1227 738">③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p data-bbox="472 743 1227 778">④総合評価選札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減する措置を行う。</p> <p data-bbox="472 794 703 813">【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol data-bbox="472 818 1227 1161" style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。</li> <li>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol>	措置内容	措置点数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他		<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし		
措置内容	措置点数																					
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																					
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																					
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																					
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																					
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当	-8点																					
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	-5点																					
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点																					
<input type="checkbox"/> 8. その他																						
<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし																						

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>優れている</p>	<p>やや優れている</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや劣っている</p>	<p>劣っている</p>
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③評価値( )%＝該当項目数( )／評価対象項目数( )                  ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>●判断基準                  評価値が90%以上・・・・・・・・・・a                  評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・b                  評価値が80%未満・・・・・・・・・・c</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※上記該当項目数で評価しない場合は、総合的に判断して評価する。</p>				
		<p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p>				
		<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>				
		<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>				

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。</p> <p><input type="checkbox"/> を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>
		<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>②出来形とは、設計図書に示された工事事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体制である。</p> <p>④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> <p>⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p> </div> <p>※上記該当項目数で評価しない場合は、総合的に判断して評価する。</p>						

### 考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> <input type="checkbox"/> (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は別紙参照					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工表面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 末隠箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 対象物に有害なクラック、損傷が無い。 <input type="checkbox"/> 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他( )																																		
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																		
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数( )/評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																		
		※上記該当項目数で評価しない場合は、総合的に判断して評価する。																																		



考查項目別運用表

考查項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	優れている。	やや優れている。	他の評価に該当しない。	劣っている。
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 仕上げがよい</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工対象物の通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。</li> <li><input type="checkbox"/> クラック、隙間、がたつき等がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 総合的な機能がよい。</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当5項目以上・・・・・・ a</li> <li>該当4項目・・・・・・ b</li> <li>該当3項目・・・・・・ c</li> <li>該当2項目以下・・・・・・ d</li> </ul> <p>※上記該当項目数で評価しない場合は、総合的に判断して評価する。</p>			

工事名		契約金額 (最終)																			
請負者名		工 期					から					完成年月日									
		係長等					担当課長等					検査員									
		職・氏名					職・氏名					職・氏名									
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0 ~ 0														
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0 ~ 0																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点									
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点									
評定点計		0.0 点					○評定点計 (①) 0.0 点 × 0.4 + ② 0.0 点 × 0.2 + ③ 0.0 点 × 0.4 = 0.0 点														
7. 法令遵守等 ※7							0.0 点														
評定点合計 ※8		0 点					○評定合計 ( 0.0 点) - 法令遵守等 ( 0 点) = 0.0 点														
所 見 ※5		(係長等)					(担当課長等)					(検査員)									

※1 6.5点 + 1. ~ 3. の評定 (加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点  
各評定点 (①~③) は小数第1位まで記入する。  
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
 評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。  
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。  
 ※4 4. , 5. , 6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。  
 ※5 所見は必ず記載する。  
 ※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表 (別紙-1 ~ 別紙-4) により、工事成績考查項目評価シートに記入する。  
 ※7 法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。  
 ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第3号

## 細目別評定点採点表

工事名:

考查項目	細 別	①係長等	②担当課長等	③検査員	細目別評定点	得点率
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			2.9点 3.3点	87.9%
	II. 配置技術者	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			2.9点 4.1点	70.7%
2. 施工状況	I. 施工管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	9.4点 13.0点	72.3%
	II. 工程管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点	$(0.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.2$ 点		6.1点 8.1点	75.3%
	III. 安全対策	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点	$(0.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.3$ 点		6.2点 8.8点	70.5%
	IV. 対外関係	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			2.9点 3.7点	78.4%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(0.0) \times 0.4 + 2.8 = 2.8$ 点		$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	9.3点 14.9点	62.4%
	II. 品質	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	9.4点 17.4点	54.0%
	III. 出来ばえ			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	6.5点 8.5点	76.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(0.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.3$ 点		3.3点 7.3点	45.2%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			2.9点 5.7点	50.9%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(0.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.2$ 点		3.2点 5.2点	61.5%
7. 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点		0.0点	
評定合計					65.0 100.0	

※ (①+②+③) = 細目別評価点  
 ※ 得点率は、細目評定点ごとの得点の割合を百分率で示す。

## 建設工事成績評定表

年 月 日

(部署・課名)

課 課

工 事 番 号		
工 事 名		
業 種		
契 約 金 額	当 初	円
	最 終	円
工 期	当 初	年 月 日 ~ 年 月 日
	最 終	年 月 日 ~ 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日	
請 負 者		
現 場 代 理 人 氏 名		
主任又は監理技術者氏名		
完成検査検査員職氏名	印	
評 定 点 計	点	
法 令 遵 守 等	点	
評 定 点 合 計	点	

様式第5号(第11条関係)

工 事 出 来 形 検 査 済 証	
工事所属年度	年度
契約番号	
工 事 名	
路 線 名 河 川 名	
位 置	備前市 地内
請 負 金 額	円
請 負 者	
出来形請負金額	円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から
	年 月 日 まで
検 査 年 月 日	年 月 日
<p>上記の工事の請負者からの請求により、実地検査を行ったところ、上記出来形請負金額の工事が終了していたことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査官 印</p>	
<p>この検査済証は、備前市工事検査規程(平成17年備前市訓令第28号)第11条に規定する正当な検査済証であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">備前市長 印</p>	

様式第6号(第11条関係)

工 事 し ゅ ん 功 検 査 済 証	
工事所属年度	年度
契 約 番 号	
工 事 名	
路 線 名 河 川 名	
位 置	備前市 地内
請 負 金 額	円
請 負 者	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から
	年 月 日 まで
検 査 年 月 日	年 月 日
<p>上記の工事は、 年 月 日 しゅん功の届出により、実地検査を行ったところ、しゅん功していることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査官 印</p>	
<p>この検査済証は、備前市工事検査規程(平成17年備前市訓令第28号)第11条に規定する正当な検査済証であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">備前市長 印</p>	

様式第1号 略

様式第2号(第10条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第11条関係)